

第二八回

参第一号

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある児童又は生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団体が公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてこれらの児童又は生徒に対する教育の水準の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特殊学級」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十五条第一項に規定する特殊学級をいう。

（国の任務）

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育（以下「特殊学級教育」という。）の振興を図るように努めるとともに、地方公共団体が次の各号に掲げるような方法によつて特殊学級教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一 特殊学級教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二 特殊学級教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること。
- 三 特殊学級教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四 特殊学級教育に従事する教員の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。

（教員の定員及び待遇）

第四条 国及び地方公共団体は、特殊学級教育の特殊性に基き、公立の小学校及び中学校において特殊学級を担当する教員の定員及び待遇について、特別の措置を講じなければならない。

（国の補助）

第五条 国は、公立の小学校及び中学校で特殊学級を置くものの設置者に対し、特殊学級教育に必要な施設又は設備で政令で定めるものに要する経費の二分の一を補助する。

（政令への委任）

第六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 公立の小学校及び中学校で特殊学級を置くものの設置者に対する国の補助については、昭和三十三年度に限り、第五条中「特殊学級教育に必要な施設又は設備で政令で定めるものに要する経費の二分の一を補助する。」とあるのは「予算の範囲内において、特殊学

級教育に必要な施設又は設備で政令で定めるものに要する経費の一部を補助することができる。」と読み替えるものとする。

理 由

精神薄弱、身体不自由その他心身に故障のある児童又は生徒に対する教育の特殊性にかんがみ、国及び地方公共団体が公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてこれらの児童又は生徒に対する教育の水準の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額約七千万円（平年度）